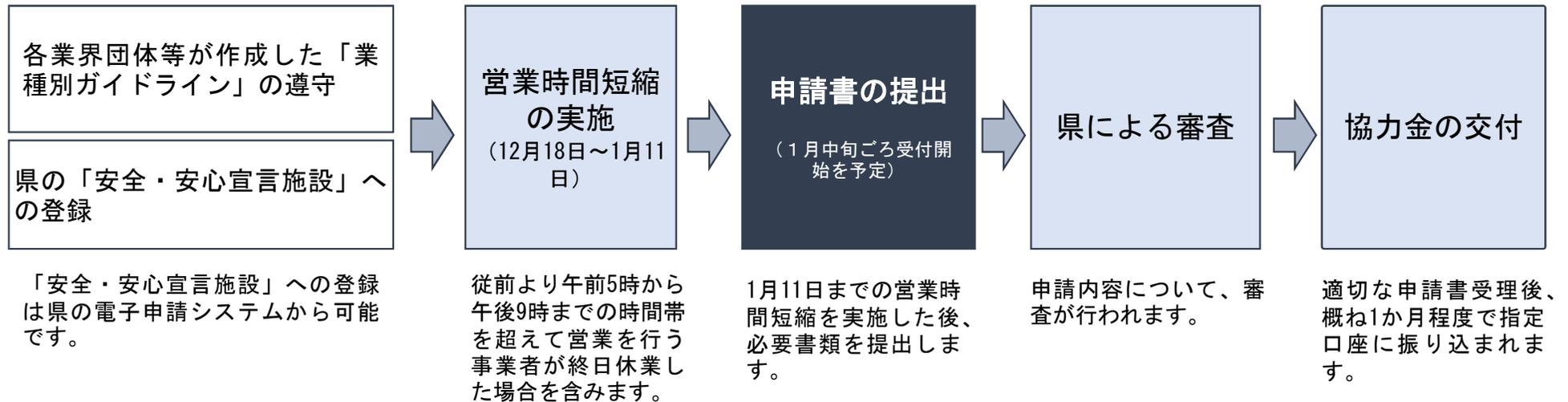


# 交付手続きの流れ



# 協力金の交付対象者

対象エリア	対象施設（要件）		協力金	
愛知県全域	<p>[特措法の規制対象] (施行令第条第項第号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■接待を伴う飲食店※ (キャバレー、ダンスホール、スナック、ラウンジ、ホストクラブ、キャバクラ等)</li> <li>■酒類を提供する飲食店 (オーセンティックバー、ショットバー、スポーツバー、ダーツバー、カラオケバー、パブ、サロン、ナイトクラブ、ディスコ等)</li> <li>■酒類を提供するカラオケ店</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安全・安心宣言施設未登録 (PRステッカー・ポスター未掲示施設)</li> <li>●ガイドラインを“<u>遵守していない</u>”施設</li> </ul>	休業を要請	対象外
	<p>[特措法の規制対象外]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■酒類を提供する飲食店 (居酒屋、大衆酒場、ビアホール、焼き鳥屋、焼き肉屋等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安全・安心宣言施設登録 (PRステッカー・ポスター掲示施設)</li> <li>●ガイドラインを“<u>遵守している</u>”施設</li> </ul>	営業時間短縮 (午前5時から午後9時まで)	対 象

# 参考 「安全・安心宣言施設」について

「安全・安心宣言施設」とは  
新型コロナウイルス感染防止対策として取り組む項目を届出いただいた施設に対して、愛知県が独自のPRステッカー・ポスターを提供し、「安全・安心宣言施設」として応援するものです。

【注】「ガイドラインを遵守していない施設」「安全・安心宣言施設未登録（PRステッカー・ポスター未掲示施設）」は、協力金の交付対象外です。

新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む「安全・安心宣言施設」（PRステッカー・ポスターの取得方法等）について、詳細は下記をご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html>



(上) PRステッカー  
(右) PRポスター  
(下) 詳細URL



**新型コロナウイルス感染防止対策実施中**

感染防止対策として、次の☑の取組を実施しています。

受理番号	9999999
------	---------

- ☑ 発熱者等の施設への入場をお断りします。
- ☑ 3つの密（密閉・密集・密接）の回避を徹底します。
- ☑ 飛沫感染、接触感染を防止します。
- ☑ 身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなど「新しい生活様式」を実践します。
- ☑ 従業員の衛生対策や3密対策、休憩や食事の分散に努めます。
- ☑ 複数人で共有する物品や、テーブル・ドアノブなど手が触れる場所の消毒を随時行います。
- ☑ 施設入場時の手指衛生対策を実施します。
- ☑ お客様が入れ替わる際などに消毒を実施します。

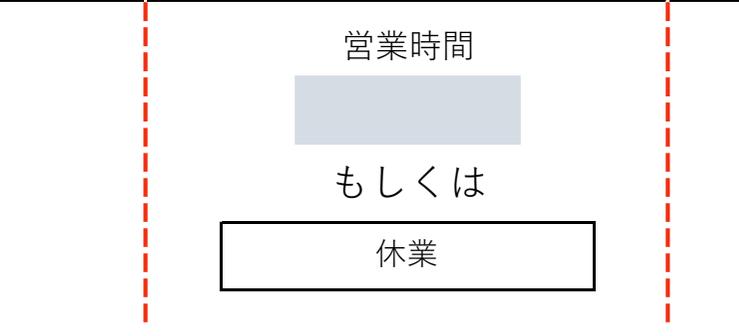
その他、以下の取組を行います。

- ・対面する場などにパーティションを設置します。
- ・コイントレイの使用を進めます。

宣言日	2020年6月8日
施設名	〇〇バー路店

愛知県は、感染防止対策に取り組む**安全・安心宣言施設**を応援します。

# 営業時間の短縮について

営業時間	朝5時	午後9時	朝5時	午後9時
元々の営業時間				
変更後の営業時間				
協力金の対象	<b>対 象</b>		<b>対象外</b>	